平成２１年（フ）第５８９６号
大阪市大正区南恩加島５丁目６番７号　坂田マンション303号
債務者　角　　和美（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０３号
大阪府八尾市水越１―76―２―107、住民票上の住所大阪府守口市佐太中町５丁目１番10号
債務者　定松　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号自立支援センターよどがわ、住民票上の住所大阪府枚方市大峰元町２丁目１番18―504号
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６１号
大阪府東大阪市鴻池元町11番３―703号
債務者　大槻　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６３号
大阪府茨木市橋の内１丁目13番６号
債務者　中谷　芳子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６９号
大阪府東大阪市近江堂２丁目７番20号　吉田文化202号
債務者　松田成男こと　高　　成男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７７号
大阪府寝屋川市宇谷町７番19―304号
債務者　義則　直美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７９号
大阪府四條畷市田原台２丁目36番７号
債務者　下田由美子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９８１号
大阪府枚方市宮之阪３丁目27番３―105号
債務者　重田　和江
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９８８号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―207号
債務者　島田　美香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９３号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―921号
債務者　西山　　明
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９４号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―921号
債務者　西山　　育
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５号
大阪府貝塚市海塚86林周蔵様方、住民票上の住所大阪府貝塚市新町17番８号
債務者　米子　スミ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
大阪府岸和田市別所町２―１―17、住民票上の住所大阪府岸和田市別所町２丁目４番11号
債務者　秋庭　康文
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
大阪府和泉市富秋町２丁目11番34―102号
債務者　川又　清澄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
大阪府岸和田市土生町1510番地の８
債務者　南部　智子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８８号
大阪府岸和田市流木町971番地の11
債務者　塩入　満良
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
大阪府岸和田市流木町971番地の11
債務者　塩入　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係